

児童相談所一時保護所職員に求められる専門性

— 被虐待児童の支援から —

Expertise Required of Temporary Shelters Staff for Children in Child Guidance Centers :
From Support of Child Victims of Abuse

高橋 雅人

TAKAHASHI, Masato

キーワード：一時保護所職員 専門性 被虐待児童 研修 自己研鑽

I はじめに

1 問題と目的

児童相談所一時保護所（以下、一時保護所）における被虐待児童の保護数は、平成27年度、保護総数23,276件中11,607件であった¹⁾。しかし、一時保護される児童は、主訴が非行やその他であっても養育環境においては虐待を受けている要素があり、一時保護される児童の中核的な支援課題は被虐待問題であるといえる²⁾。このように、虐待を受けた児童の支援は重要な問題となっているため、平成29年8月に提出された「新しい社会的養育ビジョン」には、被虐待児童の一時保護に関する3つの提言が示されることとなった。

「①緊急一時保護：子ども自身がここで守られていて安心できると感じられるケアが必要。②アセスメントのための一時保護：現在の一時保護所は、児童相談所や他機関との共同のもとに、アセスメントセンターとしての機能を果たすことも考えられる。③治療的ケアの必要性：一時保護を提供する場においては、子どもに対する共感的傾聴を基本とし、成育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的（therapeutic）なケアが必要となる³⁾」。

本提言を考察すれば、一時保護所は通過施設とされた今までの位置から、児童を家庭や社会的養護の場へつなぐ重要な一機関となり、一時保護所職員は、被虐待児童のケアにあたる専門職であるととらえてもよいのではないだろうか。

また、適切な支援を行うために策定された「一時保護ガイドライン」には、ケア・アセスメントの原則として、「一時保護の期間は短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与え

るケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。（中略）「子ども自身がここで守られて安心できる」と感じられる場とすることが大切である⁴⁾と、明記されている。しかし、「ここで守られて安心できる場所」の実現は、容易にできることではないと考える。その理由は、一時保護所では被虐待児童の増加以外にも解決しなければならない課題が山積しているためである。「一時保護ガイドライン」には、「ケアに関する自治体間の格差、学校への通学ができない学習権保障の問題、一時保護期間の長期化、年齢や一時保護を要する背景などが異なる混合処遇⁵⁾」など、環境改善を要する課題があげられている。また、支援強化の観点では、「子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができていない⁶⁾」など、入所児童の最善の利益が確保されていない状態となっている。さらに、慢性的な定員超過も問題視されているため、支援体制の強化が期待できず職員のスキルアップももぞめない状態である。

これらの課題は、以前より取り上げられていたが、被虐待児童の保護の増加が解決を困難にしている一要因であるとこれまでの研究が示唆している^{註1)}。そのため、一時保護所職員は、虐待を受けた児童のケアを最優先し、「新たな社会的養育ビジョン」や「一時保護ガイドライン」に示されているように、「ここで守られて安心できる場所」を具体化していかなければならない。

そこで本研究は、筆者が勤務した児童相談所一時保護所2ヶ所における被虐待児童とのかかわりを再考するなかから、「ここで守られて安心できる場所」を具体化するために強化する支援を専門性と定義し、一時保護所職員に求められる専門性を考察することを目的とする。

2 研究の方法

本研究は、次の3点で構成する。

- (1)先行研究による専門性の整理
- (2)専門性を発揮する職員像
- (3)専門性向上に必要な条件

なお、本研究により導き出した結論は、一時保護所の支援に関するさまざまな課題解決に向けた今後の研究の基礎資料としたい。

II 先行研究による専門性の整理

1 先行研究

児童相談所一時保護所職員の専門性に関する研究は、実践からの視点が不可欠になるため個人での研究には限界があると推測される。とくに、入所児童の声を反映する研究は、専門性を解明するには不可欠とされるが、秘匿要素が強いため児童の個人が特定されないよう慎重を期す必要がある。

以下の表1は、現在までに実施されている一時保護所に関連する全国規模の調査研究を一覧にしたものである。

これらの調査には、一時保護所における多くの課題や職員が負担を感じている様子などが指摘されている。今後は、先行研究の成果を広く現場に周知し、活用可能となるような検証が必要であろう。その累積が、一時保護所に関する研究領域を拓き、多くの課題解決につながることを考える。

2 他職種の専門性

一時保護所職員の専門性に関する研究領域を拓げるには、さまざまな角度からの検証を試みる必要がある。とくに、対人援助職の専門性を比較・検討することは、実践に基いたなかから高度な専門知識や技術を身につける方法を検証しているため、有効な考察になると考えられる。

そこで本節では、他職種の専門性を考察し、一時保護所職員が強化すべき支援について探っていききたい。なお、考察する職種は、不安を抱える子どものケアという観点から、小児看護師と児童福祉司とする。

小児看護師は、病気や怪我により入院を余儀なくされ、保護者と離れ不安を抱える子どものケアをする専門職である。そのような子どもたちの不安を取り除き、充実した院内生活を実現するために、小児看護師は専門性をどのように定義しているだろうか。

西田(2003)は、「小児看護を实践する看護師が考える小児看護の専門性は、年齢を問わず子ども自身が、子どもなりに頑張ることができることを育み支援することである」と定義し、子どもなりの頑張りを自律としてとらえている⁷⁾。これは、小児病棟に配属された看護師のインタビューをもとに導き出したものであり、自律の育みの内容は、「家族への支援」「成長発達への支援」「闘病意欲への支援」で構成されていた。

「家族への支援：母親あるいは家族との別離を体験する子どもにとってより母親に近い存在であるために、大きな愛情を与え、観察し、母親の大事にしていることや信念、育児方針などに近づけ、子どもが少しでも安心で

一時保護所に関する研究^{註2)}

[表1]

実施年度	調査報告書名	実施主体・掲載元
平成14年	「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」	恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所紀要 39
平成15年	「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」 その2	恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所紀要 40
平成18年	「児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究」	財団法人 こども未来財団
平成19年	「一時保護所の職員のストレスに関する研究」	恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所紀要 44
平成23年	「児童相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言—アンケート調査とインタビュー調査を踏まえて—」	朝日新聞厚生文化事業団 子どもへの暴力防止プロジェクト
平成25年	「児童相談所一時保護所のソーシャルスキルトレーニング集」	全国児童相談所一時保護所研究会
平成25年	「一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」	恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 50
平成26年	「一時保護所における支援のあり方に関する研究」	恩賜財団母子愛育会 平成26年度児童福祉問題調査研究事業
平成28年	「児童相談所一時保護所の更なる質の向上のための調査研究事業」	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
平成29年	「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」	三菱UFJリサーチ&コンサルティング

きる居場所になれるように努力をしている。

成長発達の支援：病院という特殊な環境の中で日々成長し続けている子どもに、あともう少し頑張ろうという部分と、頑張りすぎなくてもいいんだよという部分とを調節しながら、成長への援助をしている。

闘病意欲への支援：子どもの意思を尊重し、気持ちを汲んだ上で、現実に行わなくてはならない治療での子どもの協力や主体的な取り組みを育むために、苦心している⁸⁾」。

各構成にある小児看護師のインタビューからは、一時保護所職員が目指す「ここで守られて安心できる場所」に関連する事項が抽出された。そのなかで読みとれたことは、不安な状態で入院する子どもたちが、主体的な生活を送るために、何よりも安心できる存在でなければならないという小児看護師の姿勢であった。つまり、一時保護所職員は、子どもたちが安心を感じ主体的に成長できる存在を目指さなければならない。そのためには、実践を重ね被虐待児童を支援する専門知識や技術を身につけることが求められてくる。

次に、虐待対応の中心的役割を担う児童福祉司の専門性について考察する。児童福祉司と一時保護所職員は、

専門性を互いに共有、連携しながら入所児童を支えていかなければならない。

厚生労働省の「児童相談所運営指針」にある職員の専門性は、次のとおりである。

「児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、少なくとも、次のような専門性を獲得するよう努めなければならない。

[1] 専門的態度

- ・子どもや保護者の基本的人権の尊重
- ・児童家庭相談に対する意欲と関心
- ・自己受容・自己変革

[2] 専門的知識

- ・人間や子どもに関する知識
- ・児童家庭相談に関する知識（児童の権利に関する条約や児童福祉法など関連する条約・法令に関する知識を含む）
- ・児童家庭相談に関する周辺領域に関する知識

[表2]

ケース紹介			
◇ A 君：入所時年齢 7 歳（小学校 2 年生） ◇ 主訴：虐待 ◇ 診断：自閉症スペクトラム ◇ 一時保護期間：90 日 ◇ 幼稚園：一日のみ登園、小学校：不登校			
A 君の学習課題	①集団での活動が可能か（自閉症スペクトラムの診断。不登校ゆえ集団経験がない） ②学習の課題を行えるか（学習経験がない）		
取り組み内容	国語の設定課題	興味へとつながる取り組みの一例	職員の対応
	・平仮名の習得（読み書きをマスターする）	・平仮名表を分解しパズルのように並べ替えて覚える。	・職員と 1 対 1 の個別学習を行い平仮名表を完成させる。パズル形式に五十音を並べて平仮名を覚える。出来上がったパズル形式の平仮名表を、元の平仮名表と照らし合わせる。 ・プリント学習 1 ページ終了ごとに採点し、「はなまる」で評価する。 ・個別対応でのかわりを重視する。
	算数の設定課題	興味へとつながる取り組みの一例	職員の対応
	・足し算の練習（繰り上がりを習得する）	・ペットボトルのキャップを使用した計算。	・A 君との個別的なかかわりから、計算に対する上達の速さをみきわめる。 ・プリント学習 1 ページ終了ごとに採点し、「はなまる」で評価する。 ・個別対応でのかわりを重視する。
学習による成果	・国語の成果：平仮名、片仮名のすべての習得に至る。教科書や本の音読が可能となる。振り返り（日記）も自力で書けるようになる。 ・算数の成果：足し算だけでなく、引き算の二桁まで自力での計算が可能となる。 ・退所 1 週間前（80 日前後）には、職員の手を借りずに自主学習が可能となる。		

[3] 専門的技術

- ・対人援助に関する技術
- ・児童家庭相談に関する技術
- ・児童家庭相談に関する周辺領域に関する技術⁹⁾

以上のことから児童福祉司は、子どもの健全育成、権利擁護を実現するために、法律、児童家庭相談以外の知識やソーシャルワーク技術にも特化することが求められている。また、専門的態度を身につけるには、自らの職責の重大さを意識し、自己を常時研鑽する努力が必要であると読みとれる。これらの専門性について、才村ら(2009)の研究では、「短期間に形成されるものではなく、膨大な経験の蓄積とたゆまない研鑽の結果獲得ができる¹⁰⁾」と示唆している。

一時保護所職員が、「ここで守られて安心できる場所」を実現するために、他職種の専門性から導いたことは、不安を抱えた子どもに安心感を与えること、自立へ向けた過程とともに歩む支援を展開することである。このような一連の流れのなかで、入所児童に最善の利益をもたらすことが、一時保護所職員独自の専門性といえるのではないだろうか。さらに、専門性を高めるには、実践経験と人間性が重要であることも明らかになった。

Ⅲ 専門性を発揮する職員像

1 被虐待児童が求める職員の姿

本節では、一時保護所職員に求められる専門性を被虐待児童の事例から考察する。

本事例は、「不登校児童の学習支援について～学習場面における個別支援の具体例～¹¹⁾」東京都児童相談所一時保護所実務事例検討会発表資料を要約したものである([表2])。

A君は、保護者からの育児放棄と不登校、自閉症スペクトラムが重なり対人関係の形成が積み上がらなかったため、一時保護所入所当初は不安を抱えた状態だった。学習については、一部の平仮名を読むのが精一杯であり、鉛筆の持ち方やノートの使い方から開始した。そのため、職員側は、学力の見極めによる適切な学習方法の選択を課題とした。また、A君の学習形態は、個別対応が適切であったが職員体制が十分ではなかったため、他児と一緒に学習に取り組むこととなった。しかし、着座しての学習が困難であり、学習時間の前半は進度に応じたプリント学習、後半は興味を示した塗り絵で着座をうながした。

学習に対する取り組みが良好となった契機は、次の2点であった。

①「はなまる」をもらえる喜びを知る。A君は、「はなまる」の「ごほうび」が欲しいためにプリント学習に

取り組み、その結果、日ごとに学習成果が向上した。

②信頼できるB職員との出会い。B職員は、福祉の専門職としてそれまで築いた知識や技術、実践経験から得たさまざまな方法を試み、A君に学習の楽しさを伝えた。その結果、A君の学習への興味は深まり、進捗上達に結びついたのである。

B職員は専門性を巧みに発揮し、A君の適性を見極め適切な進路を導いていった。その後A君は、一時保護所を退所し、児童養護施設へと生活の場を移した。

2 専門職という意識改革

改めて、一時保護所における被虐待児童のケアについて確認しておきたい。「一時保護ガイドライン」によれば、「一時保護のケアの大前提は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアである。そして、被虐待児童のケアの最終段階は、退所時に笑顔で新たな生活場所へ巣立っていくことだ。とくに、一時保護所から保護者のもとに帰る児童にとって、一時保護された場所が、家庭で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場としなくてはならない¹²⁾」と、明記している。

このように、虐待を受けて一時保護された児童は、「分離不安、見捨てられ不安、見通しが持てない不安、新たな関係性に対する不安、自己変容の不安¹³⁾」など、養育環境の変化により多くの精神的不安を抱えて入所する。さらに、日々職員とかわるなかでさまざまな体験を介して、不安を軽減、解消し、子どもらしい生活を取り戻していくことが一時保護所のケアである。

一時保護所は生活サイクルが短期間のため、入所数日で退所の一報があることを想定した的確なアセスメントも求められる。また、一時保護に携わる職員は、児童の意見が反映されずに家庭復帰となり、再度一時保護を繰り返したという経験があるだろう。このような事態を未然に防ぐには、児童とともに生活を送る一時保護所職員が、代弁者の役割を果たすことが重要となってくる。そのため職員は、短期間で児童の心身の変化を観察し今後の方針を定めるため、高度な支援技術とともに実践に基いた的確な判断力を身につけなければならない。とくに、被虐待児童の進路決定は、短期間のケアであっても十分な面接を繰り返すなど慎重な対応が求められる。

次に示すのは、退所先について問われた幼児や小学校低学年の児童が返答した一例である。

「家には帰りたいが、母親がこわい」

自らの真意を言葉にあらわせない児童は、「(家には帰りたいが、母親が怒ったら不安だ)と、母親の表情を心の奥で思い出していることがある。被虐待児童は、一時保護所の安心した環境と職員との関係構築のなかで、客

観的に保護者との関係性を考えられるようになっていく。職員は、その真意を察知する観察力を身につけ、児童の真意を的確に児童福祉司に伝える役目を担っていかなければならない。

一時保護所職員は、被虐待児童を支援する専門職であり、児童の代弁者という意識を強く持ってこそ専門性を発揮したといえるだろう。

IV 専門性向上に必要な条件

1 研修及び自己研鑽の充実

一時保護所は、被虐待児童の割合が高く、ほかにも非行や発達障害、軽度の知的障害、外国籍の児童などさまざまな子どもたちに対応しなければならない。一時保護所職員に高度な専門知識と専門技術が求められることは、被虐待児童の保護人数が多いだけでなく、さまざまな主訴の児童に対応することからも納得できる。また、そのような児童の支援には、実践を重ねることも不可欠な条件といえる。

安部（2009）は、「一時保護所の児童指導員は、都道府県や政令指定都市の職員であり、専門職採用の割合は低い。それを補う研修を確実に保障するため、研修代替を制度化し、特に新人研修を義務化すると同時に、職員子どもへの対応の統一と意思疎通のため、月1回の職員全員による会議を定例化する必要がある¹⁴⁾」と言及している。これは、児童相談所一時保護所固有の専門職員が存在していないという指摘でもある。つまり、専門性を向上させるためには日々の実践だけでは効果が上がらない。さまざまな研修や自己研鑽による専門性の向上が不可欠ということになる。

①研修後の報告会の義務化

一時保護所職員の専門性向上の意欲が高いことは、村田（2010）の研究が示唆している¹⁵⁾。さらに、安部（2009）は、「研修が重要であるにもかかわらず、新規の職員研修は他職種と合同であったり、日常業務が忙しく参加する代替職員が補えない¹⁶⁾」と、専門性向上に必要な研修の役割が果たされていないと指摘している。

このように、研修参加の機会がのぞめない状態では、専門性の向上を成し遂げることができない。また、研修に参加し身につけた専門知識や技術が、実践の場で活用されずに時間が経過してしまい、入所児童や他の職員に還元する機会が失われてしまうことは避けなければならない。そこで、研修成果を有意義に活用する方法として、熟練職員と新人職員がペアを組む勤務帯を研修後早急に設定し、報告会を義務化する必要があると考える。

一例として、新任研修に参加した新人職員は、研修で

身につけた専門知識や技術を、児童支援に活用可能な具体策として提示し、熟練職員の助言を得るようにする。さらに、熟練職員は、中堅研修などで知り得た情報を、新人職員と入所児童の両者に具体的な支援技術として還元していく。相互に研修成果を発表し合うことは、二回分の研修参加と同様の効果が得られ、共有もはかられてくる。新人職員の育成には、OJT (On the Job Training) による強化は不可欠であり、熟練職員がスーパーバイザーとしての支援技術や経験を継承することも可能となってくる。研修報告会を勤務内で実施することは、継続した現場訓練となり専門性の向上が期待できるであろう。

②自己研鑽による評価制度の導入

一時保護所の支援は、短期間という限られた時間の中で入所児童に寄り添いながらのアセスメントが根幹となる。このような支援は、他の児童福祉施設とは異なり独自の視点で専門性を身につけることが求められる。そのため、専門性の向上は、公的な研修と併行し自己研鑽により能力を高める努力も必要となってくる。

小出（2010）は、専門性の向上について「自分が育つ道筋は、より高い位置から俯瞰している者に導いてもらうか、自らが試行錯誤しながら歩き回って探し出すしかありません¹⁷⁾」と述べている。

専門性を向上させる手段は、研修会や勉強会に参加し知識と技術を深め、他の一時保護所職員と意見交換をする機会のなかから価値を見いだすこともあるが、小出（2010）が述べているように、自分が育つには、試行錯誤しながら歩き回り、自己研鑽で教養を豊かにする努力が不可欠になってくる。

しかし、自己研鑽は外部の研修とは異なり、評価については数値化が困難であると推測される。その対応として、職員が自己で研鑽した成果は、業績評価として制度化することがのぞまれる。自己の努力が認められることは、士気の高揚となり、専門性を向上させる有効策となるだろう。

専門性の向上は、組織として取り組む研修と自己研鑽により相乗効果が期待されるのである。

2 人間性の向上

中村（2009）は、専門職である社会福祉現場に携わる者は、人間性が問われるとして、次のように述べている。

「社会福祉現場の実践者は所属する組織の一員として、組織の目的を達成するために社会福祉における専門的な援助技術を用いて、その役割を遂行しようとする。しかし、実践者は役割を遂行するだけの機械ではない。社会福祉現場の実践者は専門家や組織の一員である前に、一

人の人間である。社会福祉現場は人が人と出会う場なのである。ところが、このような側面はあまり着目されることはなく、社会福祉の実践では専門性の確立のみが課題として掲げられてきた。

しかしながら、糸賀一雄が杉本一義にいったように「『杉本君、これからは専門性の確立が課題だね…』といわれ、そのあと『専門性が高まれば高まるほど人間性が問われる…』¹⁸⁾」のである。また、糸賀一雄と同様に、社会福祉現場で活躍した阿部志郎は社会福祉教育について論じる文章のなかで「専門職である前に、人間であれ!¹⁹⁾」と述べている。

専門職は、とすれば人間を専門分化した諸領域から理解し、その集合が社会福祉における人間理解となりがちである。しかしながら、人間はそのように専門分化されることのない統一体であり、比較不能な絶対的な価値である尊厳を宿している人格存在である。

「専門職である前に人間であれ」とは、人間を人格存在と理解し、その人格存在が悩み苦しんでいる状況を憂い、その呼びかけ(なかには声なき声の呼びかけもある)に人として応えることを意味する。現場実践において何にもまして大切なことは、この「専門職である前に人であること!」であろう²⁰⁾。

一時保護所職員は、被虐待児童をはじめとする要保護児童の呼びかけ、あるいは声なき声に信頼される人となって応じていかなければならない。そのためには、専門性の前提に人間性をそなえることが求められるだろう。筆者は、子どもが危機に直面したときに職員の人間性があらわれると考える。危機は、危険な行為や状態だけではない。一時保護所の生活場面において、子どもが不安を感じているときに危機といえる。このような場面に適切な支援の展開がのぞめなければ、職員の真価が問われることになってしまう。一時保護所職員の求められる専門性は、人としての魅力をそなえることも重要な条件といえるだろう。

V 結論

本稿では、筆者が勤務した児童相談所一時保護所2か所における被虐待児童とのかかわりによる、一時保護所職員に求められる専門性を論じてきた。

近年の児童虐待件数の増加にともない、一時保護所においても被虐待児童の保護数が増えている。その影響が、一時保護所における多くの課題解決に困難をきたす要因となっているため、被虐待児童の支援強化を契機として、保護の長期化や混合処遇などの環境改善にも取り組まなくてはならない。被虐待児童は、心身が傷ついている影響により、相当の不安を抱えての入所となる。そのため、

生活全般において高度な専門知識や技術、および実践経験による支援が必要になってくる。しかし、被虐待児童の支援は、経験だけに頼ることは危険であり、蓄積されたデータに基づく判断やソーシャルワーク技術を高めることも有効となってくるだろう。

本研究において考察した、一時保護所職員に求められる専門性について整理する。

まず、「新しい社会的養育ビジョン」「一時保護ガイドライン」を参考に、「ここで守られて安心できる場所」を実現するために、一時保護所職員が強化すべき支援は何かを専門性と定義し考察した。さらに、一時保護所の専門性を導く方法として、小児看護師と児童福祉司の専門性を考察した。そこで導き出されたことは、不安を抱えた子どもたちに安心感を与えること、自立へ向けた過程をともに歩む支援を展開することであった。

次に、学習場面の事例から、被虐待児童の不安を安心に変化させ、退所へ向けた自立支援を被虐待児童とともに歩んだ職員を紹介した。また、一時保護所職員は、被虐待児童のケアの専門職であるという意識を強く持ち、児童の心の声を察知し児童福祉司に伝える支援技術を身につける必要があると論じた。

一時保護所職員に求められる専門性とは、「ここで守られて安心できる一時保護所」を実現するために、被虐待児童をはじめとする入所児童の不安を解消し、ともに退所時まで歩み続けられる、何よりも安心できる存在であることだと考えられる。

最後に、一時保護所職員に求められる専門性を向上させる方法をまとめる。

第一は、研修後の報告会の義務化。第二は、自己研鑽による評価制度の導入である。

研修において身につけた成果は、早急に実践で活用となるように熟練職員と新人職員がペアを組み、互いに成果を披露することで専門性の向上や支援技術の継承が期待できるとした。

自己研鑽は、職員の士気を高めるために評価制度を義務化し、業績に加味する必要があると提起した。

組織で実施する研修と自己研鑽は、相乗効果により専門性の向上となっていこう。

また、専門性を発揮するには職員の人間性が重要視されてくる。人間性を通じた支援は、さらに専門性の高まりを生むことになっていくのである。

今後の一時保護所職員の専門性の課題について述べる。一時保護所の職員は、一向に減少する傾向のない児童虐待に最前線に対応し、ここで守られて安心できる一時保護所を実現するため専門性を向上させていかなくてはならない。専門性を向上することは、虐待を受けた子どものケアをはじめとして、多くの課題の解決につな

がっていくことになるだろう。今後は、本研究を契機として対人援助職の専門性を引き続き考察していきたい。さらに、各一時保護所における専門性向上の取り組みを調査し、ここで守られて安心できる一時保護所をより具体化していきたいと考える。

VI 倫理的配慮

本研究において紹介した事例は、保護された児童に配慮し氏名はアルファベットを使用した。

引用及び参考文献・論文

- 1) 第12回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017)「一時保護の現状について」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000163285.pdf>) (2018年12月10日)
 - 2) 和田一郎ほか (2015)「一時保護所の支援のあり方に関する研究」, 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会, p. 29.
 - 3) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017)「新しい社会的養育ビジョン」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>) (2018年12月10日)
 - 4) 厚生労働省子ども家庭局長通知 (平成30年7月6日付子発0706第4号)「一時保護ガイドライン」 p. 30.
 - 5) 前掲4) pp. 1-3.
 - 6) 前掲4) p. 1.
 - 7) 西田みゆき (2003)「小児看護を实践する看護師が考える小児看護の専門性」, 『日本小児看護学会誌』Vol. 12, No2, p. 54.
 - 8) 前掲7) pp. 54-55.
 - 9) 厚生労働省「児童相談所運営指針」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01.html>) (2018年12月10日)
 - 10) 才村純ほか(2009)「児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究—自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題—」, 子どもの虹情報研修センター, p. 18.
 - 11) 高橋雅人・西村咲子 (2014)「不登校児童の学習支援について～学習場面における個別支援の具体例～」 東京都児童相談所一時保護所実務事例検討会
 - 12) 前掲4) pp. 30-31.
 - 13) 前掲4) p. 31.
 - 14) 安部計彦 (2009)『一時保護所の子どもと支援』 明石書店, p. 165.
 - 15) 村田一昭 (2010)「児童相談所一時保護所の援助体制と職員の実態に関する調査」, 『社会福祉研究』第12巻, p. 49.
 - 16) 前掲14) pp. 48-49.
 - 17) 小出太美夫 (2010)「専門性の向上に向けて～研修委員会の取り組み」, 『横浜市児童相談所50周年記念誌—変わったもの変わらないもの—』, 50周年記念誌編集委員会, p. 43.
 - 18) 杉本一義 (2007)「人生福祉学の構想 その一 人生福祉学の基本前提」, 『第一福祉大学紀要』4, p. 54.
 - 19) 阿部志郎 (2003)「社会福祉教育のグランドデザインを描く」, 『社会福祉研究』86, 鉄道弘済会, pp. 17-21.
 - 20) 中村剛 (2009)「社会福祉現場論の探究」, 『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』第12号, p. 15.
- 註1)・津崎哲郎 (2007)「一時保護所の現状」, 『小児科臨床』vol. 60, No4.
- ・小木曾宏 (2008)「一時保護所論 序説 第4回 一時保護所の研究を聞く その1」, 『そだちと臨床』vol. 4
 - ・安部計彦 (2009)『一時保護所の子どもと支援』などの著書に同様の記述が見られる。
- 註2)・茂木健司 (2015)「児童相談所一時保護所の生活支援の標準化のための基礎研究—児童相談所一時保護所運営指針の作成に向けて—」, 明治安田こころの健康財団『研究助成論文集』(51)
- ・大澤朋子 (2016)「混合処遇による一時保護所の困難の構造」, 『社会福祉』第57号 両論文を参考に、筆者が新たに加筆した。